

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 九州財務局長

【提出日】 令和3年4月13日

【四半期会計期間】 第96期第1四半期(自 令和2年12月1日 至 令和3年2月28日)

【会社名】 株式会社アメイズ

【英訳名】 Amaze Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 穴見賢一

【本店の所在の場所】 大分県大分市西鶴崎一丁目7番17号

【電話番号】 097 - 524 - 3301(代表)

【事務連絡者氏名】 代表取締役副社長 児玉幸子

【最寄りの連絡場所】 大分県大分市西鶴崎一丁目7番17号

【電話番号】 097 - 524 - 3301(代表)

【事務連絡者氏名】 代表取締役副社長 児玉幸子

【縦覧に供する場所】 証券会員制法人福岡証券取引所
(福岡市中央区天神二丁目14番2号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第95期 第1四半期 累計期間	第96期 第1四半期 累計期間	第95期
会計期間	自 令和元年12月1日 至 令和2年2月29日	自 令和2年12月1日 至 令和3年2月28日	自 令和元年12月1日 至 令和2年11月30日
売上高 (百万円)	3,495	2,730	11,343
経常利益又は経常損失() (百万円)	728	39	1,191
四半期(当期)純利益 又は四半期純損失() (百万円)	499	41	239
持分法を適用した場合の 投資利益 (百万円)			
資本金 (百万円)	1,299	1,299	1,299
発行済株式総数 (株)	15,204,000	15,204,000	15,204,000
純資産額 (百万円)	11,864	11,258	11,604
総資産額 (百万円)	26,026	27,890	26,338
1株当たり四半期(当期)純利益 又は1株当たり四半期純損失 () (円)	32.82	2.76	15.74
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)			
1株当たり配当額 (円)			20.00
自己資本比率 (%)	45.6	40.4	44.1

- (注) 1. 当社は、四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。
4. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。また、関係会社の異動もありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

(1) 経営成績の状況

当第1四半期累計期間におけるわが国経済は、国内外における新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、企業収益の大幅な減少や雇用環境の悪化など経済活動が停滞しており、依然として先行きが不透明な状況が続いております。

当業界におきましては、各国政府による外出制限や渡航制限などの措置が継続される中、Go To トラベルキャンペーンの実施により一時的な宿泊需要の回復は見られましたが、感染再拡大後のGo To トラベルキャンペーンの全国一時停止、緊急事態宣言の再発出の影響により宿泊需要は再び減少しており、依然厳しい状況が続く事が予想されます。

当社においては、Go To トラベルキャンペーンによる観光利用や経済活動の段階的な再開に伴うビジネス利用の増加により、業績改善の傾向が見られました。しかしながら、感染再拡大による緊急事態宣言の再発出後は、外出自粛ムードや出張自粛を継続する企業も多くあり、集客回復の動きが鈍く大幅な業績改善には至りませんでした。なお、当第1四半期累計期間に158室タイプのHOTEL AZ山口防府店、HOTEL AZ香川宇多津店、HOTEL AZ徳島小松島店及び262室タイプのHOTEL AZ愛媛伊予店の合計4店舗を新規出店いたしました。

当第1四半期会計期間末における店舗数は、ホテル店舗が84店舗（直営店81店舗、FC3店舗）、館外飲食店舗が4店舗であります。

以上の結果、当第1四半期累計期間における売上高は27億30百万円（前年同四半期比21.9%減）、営業利益は60百万円（前年同四半期比92.7%減）、経常損失は39百万円（前年同四半期は7億28百万円の経常利益）、四半期純損失は41百万円（前年同四半期は4億99百万円の四半期純利益）となりました。

(2) 財政状態の状況

当第1四半期会計期間末における資産合計は、278億90百万円となり、前事業年度末に比べ15億52百万円の増加となりました。これは主に、有形固定資産の増加16億24百万円によるものであります。

当第1四半期会計期間末における負債合計は、166億31百万円となり、前事業年度末に比べ18億98百万円の増加となりました。これは主に、新規出店に係る短期借入金の増加12億70百万円によるものであります。

純資産の合計は、112億58百万円となり、前事業年度末に比べ3億46百万円の減少となりました。これは主に、利益剰余金の減少3億45百万円によるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期累計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

(5) 主要な設備

新設、休止、大規模改修、除却、売却等について、当第1四半期累計期間に著しい変動があった設備は、次のとおりであります。

新設

山口防府店及び愛媛伊予店の計画は令和2年12月に完了いたしました。

香川宇多津店の計画は令和3年1月に完了いたしました。

徳島小松島店の計画は令和3年2月に完了いたしました。

3 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	50,000,000
計	50,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (令和3年2月28日)	提出日現在 発行数(株) (令和3年4月13日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	15,204,000	15,204,000	福岡証券取引所	(注)
計	15,204,000	15,204,000		

(注) 権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (百万円)	資本金 残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
令和3年2月28日		15,204,000		1,299		500

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、直前の基準日（令和2年11月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

令和3年2月28日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	300		
完全議決権株式(その他)	普通株式 15,200,900	152,009	
単元未満株式	普通株式 2,800		
発行済株式総数	15,204,000		
総株主の議決権		152,009	

(注) 「単元未満株式」の株式数には、当社所有の自己株式78株が含まれております。

【自己株式等】

令和3年2月28日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数(株)	他人名義 所有株式数(株)	所有株式数 の合計(株)	発行済株式総数に対す る所有株式の割合(%)
株式会社アメイズ	大分県大分市西鶴崎 一丁目7番17号	300		300	0.00
計		300		300	0.00

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

第4 【経理の状況】

1 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期会計期間（令和2年12月1日から令和3年2月28日まで）及び第1四半期累計期間（令和2年12月1日から令和3年2月28日まで）に係る四半期財務諸表について、有限責任監査法人トーマツの四半期レビューを受けております。

3 四半期連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1 【四半期財務諸表】

(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (令和2年11月30日)	当第1四半期会計期間 (令和3年2月28日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	455	615
売掛金	481	197
商品	4	5
原材料及び貯蔵品	59	58
その他	116	163
流動資産合計	1,116	1,040
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	9,894	11,255
土地	5,293	5,293
リース資産（純額）	7,099	8,010
その他（純額）	1,763	1,115
有形固定資産合計	24,050	25,674
無形固定資産	62	62
投資その他の資産	1,108	1,112
固定資産合計	25,221	26,849
資産合計	26,338	27,890

(単位：百万円)

	前事業年度 (令和2年11月30日)	当第1四半期会計期間 (令和3年2月28日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	120	90
短期借入金	800	2,070
1年内返済予定の長期借入金	583	583
リース債務	246	252
未払法人税等	249	21
賞与引当金		38
ポイント引当金	148	132
その他	1,130	1,192
流動負債合計	3,279	4,382
固定負債		
長期借入金	3,187	3,041
リース債務	7,942	8,876
退職給付引当金	50	52
役員退職慰労引当金	49	50
資産除去債務	198	202
その他	26	26
固定負債合計	11,454	12,249
負債合計	14,733	16,631
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,299	1,299
資本剰余金	500	500
利益剰余金	9,803	9,457
自己株式	0	0
株主資本合計	11,603	11,257
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1	1
評価・換算差額等合計	1	1
純資産合計	11,604	11,258
負債純資産合計	26,338	27,890

(2) 【四半期損益計算書】

【第1四半期累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期累計期間 (自 令和元年12月1日 至 令和2年2月29日)	当第1四半期累計期間 (自 令和2年12月1日 至 令和3年2月28日)
売上高	3,495	2,730
売上原価	385	262
売上総利益	3,109	2,467
販売費及び一般管理費	2,286	2,407
営業利益	823	60
営業外収益		
受取賃貸料	24	24
助成金収入		5
その他	2	5
営業外収益合計	27	36
営業外費用		
支払利息	118	132
その他	3	3
営業外費用合計	122	136
経常利益又は経常損失()	728	39
税引前四半期純利益又は税引前四半期純損失()	728	39
法人税、住民税及び事業税	199	11
法人税等調整額	30	9
法人税等合計	229	1
四半期純利益又は四半期純損失()	499	41

【注記事項】

(追加情報)

前事業年度の有価証券報告書の(追加情報)に記載した、新型コロナウイルス感染症の影響に関する仮定及び会計上の見積りについて、重要な変更はありません。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自 令和元年12月1日 至 令和2年2月29日)	当第1四半期累計期間 (自 令和2年12月1日 至 令和3年2月28日)
減価償却費	318百万円	334百万円

(株主資本等関係)

前第1四半期累計期間(自 令和元年12月1日 至 令和2年2月29日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
令和2年2月26日 定時株主総会	普通株式	532	35	令和元年11月30日	令和2年2月27日	利益剰余金

- 2 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

当第1四半期累計期間(自 令和2年12月1日 至 令和3年2月28日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
令和3年2月25日 定時株主総会	普通株式	304	20	令和2年11月30日	令和3年2月26日	利益剰余金

- 2 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、報告セグメントがホテル宿泊事業一つであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失及び算定上の基礎は、次のとおりであります。

項目	前第1四半期累計期間 (自 令和元年12月1日 至 令和2年2月29日)	当第1四半期累計期間 (自 令和2年12月1日 至 令和3年2月28日)
1株当たり四半期純利益又は 1株当たり四半期純損失()	32円82銭	2円76銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益又は四半期純損失()(百万円)	499	41
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る四半期純利益又は 四半期純損失()(百万円)	499	41
普通株式の期中平均株式数(株)	15,203,622	15,203,622

(注)潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

令和3年4月12日

株式会社アメイズ
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

福岡事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 城戸昭博

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社アメイズの令和2年12月1日から令和3年11月30日までの第96期事業年度の第1四半期会計期間（令和2年12月1日から令和3年2月28日まで）及び第1四半期累計期間（令和2年12月1日から令和3年2月28日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社アメイズの令和3年2月28日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

- ・継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R L データは四半期レビューの対象には含まれていません。